

議 事 日 程 (第3号)

令和5年6月15日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第29号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第30号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第31号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第32号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第33号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第35号 名誉町民の推戴について
- 日程第 7 議案第45号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 須恵町選挙管理委員会委員の選挙
- 日程第 9 須恵町選挙管理委員会補充員の選挙
- 日程第10 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第11 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第29号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第30号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第31号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第32号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第33号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第35号 名誉町民の推戴について
- 日程第 7 議案第45号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 須恵町選挙管理委員会委員の選挙
- 日程第 9 須恵町選挙管理委員会補充員の選挙

日程第10 委員会の閉会中の継続調査について

日程第11 議員の派遣について

出席議員（13名）

1番	平山諭	2番	川原幸治
3番	白水春夫	5番	男澤一夫
6番	稲永辰己	7番	川口満浩
8番	百田輝子	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	今村桂子
12番	三上政義	13番	田ノ上真
14番	松山力弥		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	主任主事	吉開英
----	-----	------	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	猪股清貴	税務課理事	合屋真由美
総務課長	諸石豊	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	吉川聡士	地域振興課長	平山幸治
税務課長	中牟田健	福祉課長	安河内ひとみ
住民課長	百田敦	会計管理者	横山剛
健康増進課長	舩本直明	学校教育課長	吉本孝治
ふるさと応援課長	船井弘喜	子育て支援課長	稲岡慎太郎
社会教育課長	伊藤泰彦	上下水道課事業課長	岩崎勝
上下水道課管理課長	権藤武範	総務課参事	黒川忠敬
総務課課長補佐	石津伸篤	監査委員	吉松辰美

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。いよいよ6月定例会も最終日となりました。昨日は、学校経営説明会、御参加いただき、ありがとうございます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1. 議案第29号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第29号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第29号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和4年度須恵町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,045万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億5,583万円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。質疑として、歳出の3款1項に係る国民健康保険特別会計繰出金において、出産育児一時金の減額を問うものがありました。

回答は、前年度31件の出産が令和4年度15件となり、決算見込みによる減とのことでした。

以上、当委員会、慎重審査し、採決の結果、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第29号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第29号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第29号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第29号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第2. 議案第30号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第30号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第30号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の令和4年度歳入歳出補正予算の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億5,164万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億7,680万円とするものです。

6ページ、歳入の主なもの、1款1項国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の決算見込みから2,862万円の減額です。

4款1項県補助金は、歳出の保険給付費の減額及び普通交付金、特別交付金の確定により、1億3,584万8,000円の減額です。

8ページ、5款1項他会計繰入金は、年度末の収支見込みにより968万円の増額で、内訳は、4節出産育児一時金繰入金532万円の減額と、6節その他一般会計繰入金については、歳入の国民健康保険税の減額と歳出予算補正により、1,500万円の増額となっています。

7款1項延滞金、加算金及び過料は、決算見込みにより104万6,000円の増額、3項雑入は、一般被保険者返納金の決算見込みにより210万円の増額です。

10ページ、歳出は、全て決算見込みによる減額補正です。

2款1項療養諸費1億1,811万3,000円の減額、2項高額療養費2,068万3,000円の減額、4項出産育児諸費798万円の減額。

12ページ、6項傷病手当金31万7,000円の減額、6款2項特定健康診査等事業費279万1,000円の減額は、12節委託料の不用額の減額です。

8款1項償還金及び還付加算金26万5,000円の減額、9款予備費、不用額149万3,000円の減額です。

質疑として、出産育児一時金の減額について、対象者数、金額の質疑に、国保被保険者の出産件数は、令和3年度31件でしたが、令和4年度15件と減少しています。出産育児一時金は、令和4年度1人当たり42万円、3月の条例改正で、令和5年度から50万円となりますとの回答でした。

その他一般会計繰入金の増額理由の質疑に、収納率が伸びなかったことにより収納額が思ったより少なかったこと、県全体の医療費が上がったため、県から支給される医療費に充てる保険給

付費が少なかったことによりますとの回答でした。

特定健診委託料の減額理由の質疑に、予算は受診率が伸びることを期待して計上しており、実際は前年度と変わりなく、実績による減ですとの回答がありました。

以上、審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第30号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第30号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第3. 議案第31号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第31号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第31号令和4年度須恵町公共下水道特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、総務建設委員会の審査報告を行います。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ400万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億369万9,000円とする。

第2項、款項の区分及び金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものとしています。

6ページ、7ページをお願いいたします。歳入です。

1款1項1目公共下水道事業費負担金200万円の増額補正です。1節現年度分受益者負担金は、決算見込みによるものです。

5款1項1目一般会計繰入金600万円の減額補正です。1節一般会計繰入金は、収支調整によるものです。

8ページ、9ページをお願いします。歳出です。

2款1項1目公共下水道事業費100万円の減額補正です。21節補償補填及び賠償金100万円の減額は、公共下水道施設整備事業における公共下水道築造工事に伴う補償費で、執行残のため減額です。

2款1項2目下水道維持管理費300万円の減額補正です。10節需用費300万円の減額は、公共下水道維持管理事業における修繕料での執行残のための減額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第31号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第31号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第4. 議案第32号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第32号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第32号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由は、地方税法の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたものです。

今回の改正は、地方税法の改正により、各条文に規定される文言の整理、項ずれ等の整理を行っております。

主な改正点について、新旧対照表において説明いたします。

8ページをお開きください。

第34条の9第2項につきましては、源泉徴収された配当割額から、株式譲渡所得割額がある場合に、森林環境税への充当を行う改正です。

第36条の3の2第2項につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書について、前年申告した申告書の記載事項が前年より変更がない場合は、異動ない旨の記載で済むように簡略化を定めるものです。

その他、項ずれによる反映です。

次の9ページをお願いします。

第38条第3項につきましては、森林環境税の導入に伴い、個人の町民税の徴収方法等について、森林環境税と均等割と一緒に賦課徴収を行う追加です。

次の10ページをお願いします。

第41条につきましては、森林環境税の導入に伴い、納税通知書について、個人住民税と森林環境税額との合算額の記載を行う改正です。

第44条につきましては、森林環境税の導入に伴い、町民税の特別徴収について、徴収する個人住民税に森林環境税を含める改正です。

第4項を除く第1項から、次の11ページの第6項につきましては、文言の整理を行っております。

次の12ページをお願いします。

第46条については、施行規則様式の新設に伴う改正で、追加された様式は共通納税に対応したe1-QRの記載に対応しております。

第47条第2項につきましては、森林環境税の導入に伴い、特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについて、給与特別徴収から普通徴収になった場合、森林環境税を普通徴収へ繰り入れることや、既に徴収している税額をほかの未納金へ充当を行う改正です。

第47条の2につきましては、森林環境税の導入に伴い、公的年金等個人の町民税の特別徴収について、年金特別徴収に森林環境税を含める改正です。

その他、文言の整理を行っております。

続きまして、13ページをお願いします。

第47条の6第2項につきましては、森林環境税の導入に伴い、特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについて、年金特別徴収が税額変更等で過納になった場合に、森林環境税をほかの未納金に充当する改正です。

次の14ページをお願いします。

第48条第1項、第5項と、次の15ページになります。

第50条については、施行規則様式の新設に伴う第46条と同様の改正です。

第82条第1項第1号エについては、軽自動車関係の種別割の税率について、特定小型原付（電動キックボード）の車両区分規格の改正です。

次の16ページをお願いします。

第98条第1項、第5項と、次の17ページをお願いします。

第101条については、施行規則様式の新設に伴う第46条と同様の改正です。

附則第8条につきましては、肉用牛の売買所得についての課税特例を、令和6年度までの適用期限を令和9年度まで延長する改正です。

附則第10条については、令和3年度の改正において、法附則第64条を削る改正の規定が、令和5年4月1日より施行されるために、文言の整理を行っております。

18ページから20ページになります。

附則第10条の2については、第27項で家屋に係る固定資産税の減額措置として、一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事を実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年分の家屋に係る固定資産税の3分の1を減額すると新規に定めるものです。

その他、第3項から第25項については、項ずれによる反映です。

附則第10条の3第12項については、家屋に係る固定資産税の減額措置として、大規模の修繕が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について、新規に定めるものです。

第12項の新設により、第13項、第14項につきましては、項ずれによる反映です。

次の21ページをお願いします。

附則第10条の4第2項につきましては、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例期間を、令和5年度及び令和6年度まで延長する改正です。

附則第10条の5第2項につきましては、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例期間を、令和5年度分及び令和6年度分まで延長とする改正です。

附則第10条の6については、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の住宅用地の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、新設に伴い、第1項から23ページの第4項まで、新たに規定を定めるものです。

附則第15条の2につきましては、感染症対策によって延長されていた消費税引上げに伴う軽自動車税の環境税性能割臨時的軽減措置の終了により削除するものです。

附則第15条の2第4項につきましては、軽自動車税の賦課徴収の特例について、燃費排ガス試験の不正を行った場合、不足した環境性能割税額の納税義務者をメーカーとするとともに、加算割合を10%から35%に引き上げる改正です。

附則第15条の6第3項につきましては、附則第15条の2と同様に、環境性能割の臨時的軽減措置の終了により削減するものです。

24ページから26ページをお願いいたします。

附則第16条の第3項から第4項につきましては、軽自動車の種別割のグリーン化特例について、環境性能の良い車両の普及を後押しする観点から、特例の期限を3年（一部車両は2年）延長とする改正です。

その他、項ずれによる反映です。

附則第16条の2、附則第16条の改正に伴う文言の整理を行い、第3項については、附則第15条の2第4項と同様の改正です。

次の27ページをお願いいたします。

附則第17条の2第1項、第2項につきましては、優良宅地などの譲渡所得に係る適用期限について、令和8年度まで延長する改正です。

附則第25条の第1項につきましては、感染症等に係る寄附金税額控除の特例について、次条がないため文言の整理を行っております。

6ページに戻っていただいていたの附則です。

第1条で施行期日を、この条例は令和5年4月1日から施行するとし、第1号から第3号の規定につきましては、当該各号に定める日から施行するとしております。

第2条、7ページの第4条で、それぞれの経過措置を定めております。

質疑として、第34条の9第2項、森林環境税の税額は1件幾らかとの質疑に対し、1件1,000円で納税義務者のみで納める税額は、変わらず内訳のみの変更との答弁がありました。

マンションの大規模改修工事を実施した場合に、資産価値が上がるのに固定資産税が下がるのかという質疑に対して、附則第10条の2、長寿命化に資する大規模修繕工事を実施した場合、修繕工事が完了した翌年度分の家屋に係る固定資産税の税額の3分の1を減額すると新規に定められましたとの答弁がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第32号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第32号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第5. 議案第33号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものです。

議案書3ページの新旧対照表を御覧ください。

第3条、課税額です。第3項、後期高齢者支援金等課税額の限度額を20万円から22万円に改正するとしています。これにより、国保税全体の上限額が合計102万円から104万円に引き上げられることとなります。国において、被用者保険の仕組みとのバランスを考慮しつつ、段階的に引き上げる方針が定められたことに基づく改正で、昨年に引き続いての引き上げです。

引き上げによる影響を令和4年度の課税情報で試算したところ、限度額が上がったことで限度額超過から除外される世帯が5世帯、保険税額は5万6,200円増える試算結果となっています。

第25条については、低所得世帯への軽減判定所得基準の引き上げです。保険税の軽減は、所得が低いほうから7割、5割、2割軽減の3段階があり、軽減の算定式中、被保険者等の数に乘じる金額が5割軽減では28万5,000円から29万円に、2割軽減では52万円から53万5,000円に引き上げられました。7割軽減は変更ございません。

今回の見直しによって、2割軽減から5割軽減に移行する方は17世帯、新たに2割軽減に該当する世帯が20世帯という試算結果になっています。

議案書の2ページ、附則です。

第1項で施行期日を、この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。

質疑として、変更の周知についての質疑に、既に納付書での通知とホームページで周知されているとの回答でした。

以上、審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で承認としています。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑成なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第33号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第6. 議案第35号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第35号名誉町民の推戴についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第35号名誉町民の推戴について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

名誉町民に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものです。

住所、糟屋郡須恵町大字植木1874番地の3、氏名、中嶋裕史、生年月日、昭和23年5月9日（75歳）。

提案理由は、須恵町表彰条例第3条の、本町に20年以上の住所を有したことがあるもので、町の行政、産業及び経済等の発展もしくは学術、芸芸及び教育の文化の興隆、その他町民の福祉の増進に貢献し、その功績が卓絶であり、深く町民の尊敬を受ける者に該当することから、名誉町民に推戴するものです。

功績として、教育行政では、就学前児童が統一的な教育を受けることができるよう、平成19年に幼保連携型の認定こども園「アザレア幼児園」を開園し、健康で心豊かな子どもを育てるため、乳幼児保健活動の充実、幼稚園・保育所の一元化の推進、小学校教育との連動などに取り組み、保護者のみならず地域全体で育む教育基盤を創造し、充実を図る先進事例となりました。

さらに、増加を続ける就学前児童の保育・教育の場に充実を図るため、私立認定こども園を誘致して、待機児童の解消の一助となりました。

学校教育においては、ゆとりあるきめ細やかな教育活動を通じて、一人一人の子どもに生きる力、確かな学力を身につけるため、小中学校に2学期制を導入し、ゆとりある授業時間を確保することにより、基礎・基本の確かな定着を図る時間を通して、遅れがちな子どもの指導が可能になりました。

校区コミュニティにおいては、地域づくり、まちづくりのため、学び・社会参加・社会貢献が円滑に行える環境の整備を積極的に行い、教育に関する分野だけでなく、地域防災・環境保全・福祉など、役割は年々多岐にわたって多大な効果を上げており、地域住民がアイデアを持ち寄り、特色あるまちづくり活動を行う先進事例として高く評価されています。

道路交通行政では、九州自動車道の福岡インターチェンジと太宰府インターチェンジの出入り交通量の分散化や周辺地域の交通の円滑化のために、須恵パーキングエリアに一旦停止型のETC専用の仮出入口を設置した社会実験の実施から、人口の問題や交通の問題、用途指定の問題などの解決に力を注ぎ、平成18年、須恵スマートインターチェンジの本格運用に大きく貢献されました。また、スマートインターチェンジの周辺の道路整備において、県道志免須恵線の延長

1. 1メートルの早期着工に尽力し、平成25年9月に全面開通して、須恵町の交通の流れが大きく変わったことにより、大規模商業施設の出店や利便性が向上したことが人口の増加につながり、周辺地域の経済に大きな効果をもたらしました。

経歴につきましては、中嶋氏は、昭和43年須恵町に奉職して以来、健康課課長、教育委員会社会教育課課長、同学校教育課課長を歴任し、また、平成13年、須恵町教育委員会委員に推され、教育長として町政の枢機に参画されました。平成14年に初当選を果たし、町長に就任され、平成30年4月までの4期16年の長きにわたり、町長として卓抜なる識見を持って行政手腕を遺憾なく発揮されました。

町長在任中は、福岡県町村会副会長を務め、全国公民館連合会会長や日本道路協会監事、日本治山治水協会理事など要職を務められ、須恵町のみならず地方自治の発展に大きく貢献されました。

以上、採決の結果、全員賛成で同意としております。

○議長（松山 力弥） 委員長のご報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、議案第35号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって、議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第35号名誉町民の推戴については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第7. 議案第45号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第45号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） 議案第45号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第2号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,945万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億6,993万8,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の補正、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるとしております。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

質疑として、歳出の2款1項の栄典表彰事務について数件の質問がありました。ただいまの議案第35号の関連です。質疑の前に、本件の予算計上に関しては全てが決定しているわけではないので、不用額を見越して大きめに設定しているとの説明がありました。

祝賀会場についての質問に、前回、平成29年と同じ会場を予約したいが未定である。記念品の価格については、額装、記章などの贈呈を企画しているが、あつらえ品となるため、不足しない金額を計上しているとの答弁でした。

参加希望の方を増員する対応は検討しているかという質問には、検討の余地はあるが、前回同様の参加人数で進めてまいりたいという答弁でした。

意見としての発言に、70周年記念行事でもあり、特に功績の大きい方であることは皆周知している。もっと盛大にすることも考えていいのではというものがありました。

2款3項の個人番号カード交付事務についての質問で、国のほうで口座のひもづけなどのトラブルがあるが、須恵町ではどうかというものに対し、他人の口座にひもづけされる事案は起こっていない。いわゆる家族口座の13万件については、個人がスマホで登録しているので、町で把握できない。誤登録が推定されるものは、国のほうから通知が行くことになっているとの答弁でした。

マイナンバーカードの交付状況を問うものに対し、5月末で申請率89.9%、交付率81.3%、福岡県内3位との答弁でした。

3款1項の価格高騰緊急支援金事業について、給付件数と申請なく未給付になった件数を問う質問に、対象の世帯数3,476世帯に対し、給付件数2,916世帯との答弁でした。

以上、当委員会、慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第45号について討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第45号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第45号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第45号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、須恵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙に入ります前に、選考委員長に選考委員会の経過報告を求めます。11番、今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） それでは、須恵町選挙管理委員会委員及び補充員の候補者の選考について、選考委員会の報告をいたします。

6月9日、当初本会議終了後、正副議長、両常任正副委員長の6名により、選考委員会を開催いたしました。

選挙管理委員会委員及び補充員の任期が令和5年7月11日をもって任期満了となることから、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する、次の者を選考いたしております。

氏名を読み上げますので、よろしくお願ひいたします。

なお、敬称と住所は省略させていただきます。

まず、選挙管理委員会委員候補に、南里國秀、百田忠一、今泉洋行、田原重美、補充員候補に、松林龍美、山下功、黒岩政信、今泉英明、以上の方々でございます。

任期は、令和5年7月12日から令和9年7月11日の4年間となっております。

なお、選挙の方法は、指名推選で行いたいと考えております。

以上、選考委員会の報告を終わります。

日程第8. 須恵町選挙管理委員会委員の選挙

○議長（松山 力弥） 日程第8、須恵町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

須恵町選挙管理委員会委員に、南里國秀君、百田忠一君、今泉洋行君、田原重美君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方々を、須恵町選挙管理委員会委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました南里國秀君、百田忠一君、今泉洋行君、田原重美君、以上の方が、須恵町選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第9. 須恵町選挙管理委員会補充員の選挙

○議長（松山 力弥） 日程第9、須恵町選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

須恵町選挙管理委員会補充員に、松林龍美君、山下功君、黒岩政信君、今泉英明君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方々を、須恵町選挙管理委員会補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました松林龍美君、山下功君、黒岩政信君、今泉英明君、以上の方が、須恵町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順位についてお諮りします。補充の順位は、ただいま議長が指名した順にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、補充の順位は、松林龍美君、山下功君、黒岩政信君、今泉英明君、以上の順位に決定しました。

日程第10. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第10、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について、閉会中の継続調査の申出がっておりますので、お諮りします。

議会運営委員会より、議会運営について、総務建設産業委員会より、消防訓練活動について、文教厚生委員会より、認知症の基礎知識及び対応のポイントについて、以上、各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第11. 議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第11、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

ここで、お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、6月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、11時10分より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。

会議を閉じます。令和5年第2回須恵町議会定例会を閉会します。

午前10時52分閉会
